

県立広島大学学長候補者の選考について（案）

1 趣旨

県立広島大学の現学長の任期が令和 8 年度末で満了するため、県立広島大学の次期学長を次のとおり選考する。

2 選考機関

県立広島大学学長選考会議

【根拠規定】

広島県公立大学法人定款

第 11 条

2 学長を選考するため、県立大学ごとに学長選考会議（以下単に「学長選考会議」という。）を置く。

3 学長は、学長選考会議の選考に基づき、理事長が任命する。

3 次期学長の任期

- ・新任の場合 令和 9 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（4 年）
- ・再任の場合 令和 9 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで（2 年）

【根拠規定】

県立広島大学学長選考規程

第 6 条 学長の任期は 4 年とし、再任を妨げない。ただし、再任された場合の任期は 2 年とする。

4 選考の基準

人格が高潔で、学識が優れ、かつ大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営できる能力及び法人の経営管理能力を有する者のうちから選考する。

【根拠規定】

県立広島大学学長選考規程

第 3 条 学長候補者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営できる能力及び法人の経営管理能力を有する者のうちから選考しなければならない。

5 選考の流れ

(1) 公示

選考対象者の推薦の期間及び方法その他必要な事項（推薦方法や選考の流れ等）を決定し、学長候補者の選考について公示する。

【根拠規定】

県立広島大学学長選考規程施行細則

第 2 条 県立広島大学学長選考会議（以下「学長選考会議」という。）は、選考規程第 2 条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、選考対象者の推薦の期間及び方法その他必要な事項を決定し、学長候補者の選考について公示するものとする。

※ 今回は、選考規程第 2 条第 1 項第 1 号「学長の任期が満了するとき」に該当

(2) 学長候補者の選考の対象となる者（以下「選考対象者」という。）の推薦

(ア) 選考対象者を推薦できる者

- ① 経営審議会又は県立広島大学教育研究審議会の委員（学長選考会議の委員を除く。）からの推薦
 - ② 広島県公立大学法人職員就業規則第2条に規定する職員（学長選考会議の委員である職員、叡啓大学の職員、及び法人又は県立広島大学の職を兼務しない叡啓大学事務部の職員を除く。）の15名以上の連署による推薦
- ※ 「職員」とは、広島県公立大学法人に勤務する常勤の教員及び事務職員のこと。
- ※ 推薦を行う者は、選考対象者1人に限り推薦を行うことができ、自らを選考対象者として推薦することはできない。

【根拠規定】

県立広島大学学長選考規程

第4条 学長候補者の選考の対象となる者（以下「選考対象者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 経営審議会又は県立広島大学教育研究審議会の委員（学長選考会議の委員を除く。以下「審議会委員」という。）から、学長選考会議に対して、書面により推薦された者
 - (2) 広島県公立大学法人職員就業規則（平成19年法人規程第52号）第2条に規定する職員（学長選考会議の委員である職員、叡啓大学の職員、及び法人又は県立広島大学の職を兼務しない叡啓大学事務部の職員を除く。以下「職員」という。）15名以上から、学長選考会議に対して、書面により推薦された者
- 2 前項各号の規定により推薦を行う者は、選考対象者1人に限り推薦を行うことができるものとし、自らを選考対象者として推薦できないものとする。

広島県公立大学法人職員就業規則

第2条 この規則において「職員」とは、法人に勤務する常勤の者（広島県公立大学法人教員の任期に関する規程（平成19年法人規程第53号。以下「任期規程」という。）で定めるところにより任期を付して雇用する教員（以下「任期付教員」という。）を含む。）をいう。

<備考>

前回の学長選考会議（令和6年度）以前は、県立広島大学の学長候補者の選考対象者は、

- ・経営審議会委員、教育研究審議会委員から推薦された者

又は

- ・法人の常勤の教職員15名以上からの推薦された者

としていたが、前回の学長選考会議において審議し、以下の理由から推薦者を上記の通りとする改正を行った。

《見直し理由》

県立広島大学の学長選考であることから、法人の経営又は県立広島大学の運営に関わる者を推薦者としてすることとし、教育研究審議会委員は県立広島大学の教育研究審議会に限り、教職員からの推薦は、叡啓大学の教員及び叡啓大学事務部に所属する事務職員は除く。（ただし、叡啓大学事務部の事務職員のうち、法人又は県立広島大学の職を兼務する者は推薦者に含む。）

(イ) 推薦に必要な書類

① 推薦書及び推薦者名簿（(ア) ②により推薦する場合）

※ 推薦書は公表

② 同意書

【根拠規定】

県立広島大学学長選考規程施行細則

第3条 選考規程第4条の規定による選考対象者の推薦は、本人の同意を得た上で、次の各号の区分に応じて、当該各号に定める書類を提出することにより行う。

(1) 選考規程第4条第1項第1号の審議会委員 推薦書（様式第1号）

(2) 選考規程第4条第1項第2号の職員 推薦書（様式第2号の1）及び推薦者名簿（様式第2号の2）

2 前項の推薦には、被推薦者の同意書（様式第3号）を添付する。

3 第1項の推薦の状況（被推薦者、推薦者、推薦代表者、推薦者数及び推薦書受領日をいう。）については、速やかに公表するものとする。

4 推薦書については、これを公表するものとする。

(3) 選考対象者として推薦された者による書類の提出

① 所信表明書

② 履歴書

※ ①、②とも提出された書類は、公表

【根拠規定】

県立広島大学学長選考規程

第5条 学長選考会議は、前条の規定により推薦された選考対象者に対し、選考対象者となること
の意思を確認するとともに、学長に就任した場合の所信の提出を求めるほか、必要な事項の
確認を行う。

県立広島大学学長選考規程施行細則

第4条 選考規程第5条第1項に規定する学長に就任した場合の所信の提出は、所信表明書（様
式第4号）により行う。

2 前項の所信の提出には、選考対象者の履歴書（様式第5号）を添付する。

3 前2項の所信表明書及び履歴書については、これを公表するものとする。

(4) 審議会委員からの意見聴取

学長選考会議は、経営審議会委員又は県立広島大学教育研究審議会委員（選考対象者及び選考対象者の推薦者となった者を除く。）に対し、意見を求めるものとする。

審議会委員は、意見がある場合は、意見書により、提出するものとする。

※ 意見書は非公表、意見書の提出の状況（意見提出者及び意見書受領日）は公表

【根拠規定】

県立広島大学学長選考規程

第5条

- 2 学長選考会議は、学長候補者の選考の参考とするため、審議会委員（選考対象者及び選考対象者の推薦者となった者を除く。）に意見を求めるものとする。この場合において、審議会委員は、学長候補者の選考に関して意見があるときは、書面により提出するものとする。

県立広島大学学長選考規程施行細則

- 第6条 選考規程第5条第2項に規定する審議会委員からの意見の提出は、意見書（様式第7号）により行うものとする。

- 2 前項の意見書の提出の状況（意見提出者及び意見書受領日をいう。）は、これを公表するものとする。

<備考>

前回の学長選考会議（令和6年度）以前は、審議会委員への意見の求めは、

- ・ 審議会委員（選考対象者の推薦者となった者を除く。）に意見を求めるものとする

としていたが、前回の学長選考会議において審議し、選考対象者となった審議会委員についても、意見を求める対象から除く改正を行った。

(5) 学長候補者の選考

必要書類が提出された後、学長選考会議において書類による審査の後、必要に応じ面接により審査し、最終的に1人を学長候補者として選考する。

【根拠規定】

県立広島大学学長選考規程

第5条

- 3 学長選考会議は、選考対象者について、書類による審査の後、必要に応じ面接により審査し、最終的に1人を学長候補者として選考する。

5 選考日程等

資料2-2「学長候補者の選考日程について（案）」の選考日程による。

6 公表について

資料2-3「学長候補者の選考に係る公表について（案）」の公表対応による。

7 会議の議決方法

学長選考会議は、委員の3分の2以上の出席で成立し、議事は、議長を含む出席した委員の過半数で決し、過半数で決しなかった場合は、議長が議決方法を学長選考会議に諮って定める。

【根拠規定】

県立広島大学学長選考会議規程

第7条 学長選考会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ成立しない。

2 学長選考会議の議事は、議長を含む出席した委員の過半数で決する。

3 過半数で決しなかった場合は、議長が議決方法を学長選考会議に諮って定める。